(二)　所持許可に係るクロスボウであることの確認等の規定の整備

都道府県公安委員会は、所持の許可を受けた者に対し、その所持するクロスボウが当該許可に係るものであることを表示させるため必要がある場合には、当該許可に係るクロスボウに当該許可に係るものであることを表示するための措置を執ることを命ずることができることとした。（第四条の四関係）

(三)　クロスボウの所持許可の要件等に係る規定の整備

(1)　クロスボウの所持の許可に係る欠格事由に関する規定を設けることとした。（第五条関係）

(2)　クロスボウの取扱いに関する講習会の実施等に関する規定を設けることとした。（第五条の三の二関係）

(四)　クロスボウの所持許可を受けた者の義務に係る規定の整備

(1)　所持許可に係る用途に供する場合その他正当な理由がない場合における携帯又は運搬を禁止し、所持許可に係る用途に供する場合を除いてはクロスボウを発射してはならないこととした。（第一〇条関係）

(2)　所持許可に係るクロスボウを当該クロスボウに係る基準に適合するように維持しなければならないこととした。（第一〇条の三関係）

(3)　譲渡する場合における相手方の確認に関する規定を設けることとした。（第二一条の二関係）

(五)　その他の規定の整備

その他所要の規定を整備することとした。

3　クロスボウ射撃指導員に関する規定の整備

都道府県公安委員会は、クロスボウの操作及び射撃に関する知識、技能等が基準に適合する者を、その者の申請に基づき、クロスボウ射撃指導員として指定することができることとした。（第九条の三の二関係）

4　クロスボウ射撃資格の認定に関する規定の整備

クロスボウの所持許可を受けた者又は受けようとする者のうち、クロスボウの操作及び射撃に関する技能の維持向上又は所持許可を受けようとするクロスボウの選定に資するためのクロスボウの射撃の練習を行うため、クロスボウ射撃指導員の監督を受けて当該クロスボウ射撃指導員がその指導の用途に供するため所持許可を受けたクロスボウを所持しようとする者は、あらかじめ、都道府県公安委員会に申請して、その資格の認定を受けなければならないこととした。（第九条の一六関係）

5　クロスボウの保管の委託制度に関する規定の整備

標的射撃等の用途に供するためクロスボウの所持許可を受けた者は、クロスボウ販売事業者又はクロスボウ射撃指導員で、都道府県公安委員会に届け出てクロスボウを保管することを業とするものに当該許可に係るクロスボウの保管を委託することができることとした。（第一〇条の八の二関係）

6　その他の規定の整備

罰則に関する規定その他所要の規定を整備することとした。

7　施行期日等

(一)　所要の経過措置を設けることとした。

(二)　施行期日

この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律

（法律第七〇号）（経済産業省）

一　産業競争力強化法の一部改正関係

1　新技術等実証及び新事業活動の促進

(一)　政府は、新技術等実証及び新事業活動の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針を定めることとした。（第五条の二関係）

(二)　新技術等実証を実施しようとする者について、新たな規制の特例措置の整備の求め、新技術等実証計画の認定等について規定することとした。（第六条、第七条、第八条の二～第八条の四及び第一一条、第一二条～第一四条関係）

(三)　債権の譲渡の通知又は承諾（以下「債権譲渡通知等」という。）が認定新事業活動実施者が認定新事業活動計画に従って提供する情報システムを利用してされたときは、当該債権譲渡通知等は、民法第四六七条第二項に規定する確定日付のある証書による通知又は承諾とみなすこととした。（第一一条の二及び第一一条の三関係）

2　外部経営資源活用促進投資事業の促進

外部経営資源活用促進投資事業計画の認定等について規定することとし、認定外部経営資源活用促進投資事業者は、組合契約において、投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項各号に掲げる事業のほか、各当事者が共同で、外国法人の発行する株式等の取得及び保有の事業を営むことを約することができることとした。（第一七条の二～第一七条の四関係）

3　革新的技術研究成果活用事業活動の促進

革新的技術研究成果活用事業活動計画についての認定等について規定することとし、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）は、認定革新的技術研究成果活用事業活動実施者が認定革新的技術研究成果活用事業活動計画に従って革新的技術研究成果活用事業活動を行うのに必要な資金の借入等に係る債務の保証の業務を行うこととした。（第二一条の三～第二一条の一一関係）

4　事業適応の円滑化

(一)　経済産業大臣及び財務大臣は、成長発展事業適応、情報技術事業適応及びエネルギー利用環境負荷低減事業適応の類型に応じて事業適応の実施に関する指針を定めることとした。（第二一条の一三関係）

(二)　事業適応計画の認定等について規定することとし、株式会社日本政策金融公庫は、認定事業適応事業者が認定事業適応計画に従って行う事業適応のための措置を行うのに必要な資金の貸付けに必要な資金を貸し付ける業務等を行うことができることとした。（第二一条の一五～第二一条の二七関係）

(三)　認定事業適応計画に従って実施される成長発展事業適応又は情報技術事業適応を行う認定事業適応事業者について課税の特例を規定することとした。（第二一条の二八関係）

5　事業再編の円滑化

認定事業再編事業者が金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社である場合には、会社法第七九七条第一項の反対株主の株式買取請求の規定を適用しないこととした。（第三〇条第三項関係）

6　特別事業再編計画の廃止

特別事業再編計画の認定等について、これを廃止することとした。（改正前の産業競争力強化法第二五条及び第二六条関係）

7　事業再生の円滑化

簡易再生の申立てに関する特例を規定することとした。（第六五条の四関係）

8　場所の定めのない株主総会等の活用

上場会社は、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた場合には、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる旨を定款で定めることができることとした。（第六六条関係）

二　中小企業等経営強化法の一部改正関係

1　定義（第二条関係）

(一)　「特定事業者」とは、常時使用する従業員の数が五百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種に属する事業を主たる事業として営むもの等とすることとした。

(二)　「特定事業者等」とは、特定事業者又は常時使用する従業員の数が政令で定める数以下の会社その他政令で定める法人及び個人とすることとした。

2　経営革新計画の承認等

経営革新計画の承認対象を特定事業者とし、中小企業信用保険法の特例等を規定することとした。（第一四条及び第二二条～第二四条関係）